

いわて働き方改革等推進事業費補助金 Q & A ③

【補助対象期間、補助金請求、その他について】

<目次>

4.【補助対象期間について】		
Q30	働き方改革等の取組として、専門家によるコンサルティングを2月1日から4月30日までの3か月実施したい。年度が変わる4月分については補助対象となるか。	11

5.【補助金請求について】		
Q31	働き方改善計画書で示した期間の満了前にやむを得ず事業を終了した場合、補助金は支給されるか。	11
Q32	補助金請求時に提出する書類の中で、「その他知事が必要と認める書類」とあるが、どういったものを提出するのか。	11
Q33	外部セミナー等を受講する場合において、参加費及び旅費に係る領収書等は必要になるか。	11
Q34	支出を確認できる書類を紛失又は未作成の場合対象となるのか。	12
Q35	実績報告の際に領収書を提出することになっているが、口座振込の場合も領収書が必要か。また、口座引き落としの場合はどうすれば良いか。	12
Q36	ポイント等を経費の支払いに充当した場合はどうなるか。	12

6.【その他】		
Q37	本補助金は次年度以降も実施するのか。	12
Q38	新しく出店する予定の店舗に導入する機器や備品は対象となるか。	12
Q39	複数の機器の導入により補助対象経費が50万円を超える場合において、1つの機器で既に50万円を超える場合には、それ以外の機器に係る見積書の提出は省略できるか。	12
Q40	見積書が作成できない形態のサービス料金を申請する場合はどのように取り扱えばよいか。	12

4.【補助対象期間について】

Q30 働き方改革等の取組として、専門家によるコンサルティングを2月1日から4月30日までの3か月実施したい。年度が変わる4月分については補助対象となるか。

A30 対象となりません。

→ 働き方改善計画書に基づいて取組を開始した年度において事業主が負担した経費が補助対象となり、翌年度分に係る経費については対象外となりますのでご留意願います。

5.【補助金請求について】

Q31 働き方改善計画書で示した期間の満了前にやむを得ず事業を終了した場合、補助金は支給されるか。

A31 変更を行う14日前までに、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、承認が得られたものについては、**実際に働き方改革等に関する取組を行った期間に係る対象経費は支給**されます。ただし、実施達成目標を満たさない状況のままでは、期間満了前の事業終了は認められませんのでご留意願います。

Q32 補助金請求時に提出する書類の中で、「その他知事が必要と認める書類」とあるが、どういったものを提出するのか。

A32 県が交付額を確定する際、補助金交付要綱別表3で定める書類のみでは不十分な場合、追加資料を提出していただきます。別途、県から事業主へ提出を依頼します。

Q33 外部セミナー等を受講する場合において、参加費及び旅費に係る領収書等は必要になるか。

A33 必要となります。

→ 外部セミナー等を受講する場合においては、①参加申込書、②参加費が発生する場合にはその支出が確認できる書類（領収書等）、③公共交通機関等を利用した場合にはその旅費の支出が確認できる書類（領収書等）、④セミナーの受講が確認できる書類（当日配布された資料等）の写しを提出いただきます。

Q34 支出を確認できる書類を紛失又は未作成の場合対象となるのか。

A34 支出が確認できませんので、理由の如何を問わず当該部分については**支給できません**。

Q35 実績報告の際に領収書を提出することになっているが、口座振込の場合も領収書が必要か。また、口座引き落としの場合はどうすれば良いか。

A35 振り込みの記録（支払日、金額、相手方、振り込み依頼人の名義がわかるもの）の提出で領収書の代替とすることができます。

ネット銀行の場合、「振込完了画面」や「取引明細照会画面」、入出金明細一覧の帳票などの支払日、支払先、支払金額等が確認できるものを提出してください。口座引き落としの場合、通帳の表紙と当該ページ（当該行以外は黒塗りで良い）の写しを提出ください。

Q36 ポイント等を経費の支払いに充当した場合はどうなるか。

A36 原則、振り込みや現金により支払うようにしてください。ポイントや商品券等を金額の一部または全部に充当した場合、その分を差し引いて実際に補助事業者が負担した金額が補助対象となります。

6.【その他】

Q37 本補助金は次年度以降も実施するのか。

A37 **未定です**。

Q38 新しく出店する予定の店舗に導入する機器や備品は対象となるか。

A38 現在、出店している店舗での働き方の課題について、機器等を導入することにより、新規出店する店舗において改善が見込まれる場合には補助対象経費となります。

Q39 複数の機器の導入により補助対象経費が 50 万円を超える場合において、1 つの機器で既に 50 万円を超える場合には、それ以外の機器に係る見積書の提出は省略できるか。

A39 **省略はできません**。

→ 事業計画において導入することとしている機器に係る経費については、必ず見積書の提出により確認を行います。

Q40 見積書が作成できない形態のサービス料金を申請する場合はどのように取り扱えばよいか。

A40 有料サービスについて見積書が提出できない場合は、料金の根拠となる資料を添付していただきます。ただし、物品購入の場合は、見積書が必須です。